

# 平成24年度から変更

介護保険制度では3年ごとに、介護サービスの利用者数を推計し、サービス量と費用を見込む介護保険事業計画を策定し、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料を算出しています。平成24年度からは「第5期介護保険事業計画」がスタートし、介護保険料が変更になりました。

## 保険料基準額(月額)は

要介護・要支援認定者は年々増加し、サービスの利用者数も増えていきます。今後も高齢化に伴い、介護サービスの利用が増加することが予想されるため、介護給付費の増加を見込みました。

また、在宅での介護が困難な人に対応するため、特別養護老人ホームなどの増床を行っています。このため、介護保険料が上昇することが予想されたことから、これまで積み立てた基金を取り崩し、保険料の軽減を図りましたが、結果として、保険料基準額(月額)は2,900円から3,980円となりました。

大幅な上昇となりますが、県内で比較すると本市は下位に位置し

ています。

## 所得によって10段階に

平成24～26年度の保険料(年額)は下表の通りです。

介護保険料は所得によって段階に分けられています。これまでの7段階から10段階に変更され、よ

りきめ細かくなりました。本人が市民税課税の場合、これまでは合計所得金額が125万円未満の人、200万円未満の人、200万円以上の人の3段階で区分されていましたが、今回から、125万円未満の人、150万円未満の人、190万円未満の人、380万円未満の人、760万円未満の人、760万円以上の人の6段階になりました。

## 納め方は

40～64歳の方は医療保険の保険料と一緒に介護保険の保険料を納めます。65歳以上の人には、年金からの特別徴収(天引き)と納付書による普通徴収があります。

特別徴収：年額18万円以上の高齢・退職年金、障害年金を受給している人が対象。個人の保険料は7月下旬に「介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

## 滞納すると

普通徴収：年金額が年額で18万円未満の人、年度の途中で65歳になった人、他市町村から転入した人などが対象。7月中旬に納付書を送付します。平成24年度からコンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

特別な事情もなく、保険料を滞納していると、サービスを利用するときに、全額自己負担(後日9割

分払い戻し)、給付の一部または全部が差し止めになる、一定期間自己負担額が1割から3割になるなど未納の期間に応じて、段階的に措置が取られます。災害や生活困窮など特別な事情によって保険料を納めることが困難な場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除される場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎201545)へ。

65歳以上の人の介護保険料(平成24～26年度)

保険料の段階	対象	保険料(年額)
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人・生活保護受給者	23,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	23,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	28,700円
	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人	35,800円
第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	43,000円
	本人が市民税非課税で上記以外の人	47,800円
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額125万円未満の人	52,500円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額125万円以上150万円未満の人	57,300円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額150万円以上190万円未満の人	62,100円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額190万円以上380万円未満の人	71,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額380万円以上760万円未満の人	83,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額760万円以上の人	95,500円